

～東日本大震災による

原発で被害にあわれた皆様へ～

# 原発事故被災者弁護団説明会



東京三弁護士会(東京弁護士会、第一東京弁護士会、および第二東京弁護士会)所属の会員有志で、東日本大震災による原発事故被災者を支援するため、弁護団を結成しました。

今後、被災者より依頼を受け、東京電力への本補償請求対応の他、原子力損害賠償紛争解決センター(原子力損害賠償紛争審査会設置のADR機関)への申し立ておよび交渉代理を行うとともに、平成23年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律(いわゆる仮払い法)に基づく仮払いの申請代理や、損害賠償請求訴訟の提起を行います。

弁護団についての説明を行いますので、是非ご参加ください。

弁護団に依頼するかどうかは、ご自由です。

開催日時

9月9日(金)

13:30～ 説明会(受付13時～)

説明会終了後、個別相談も承ります。

\*どなたでも無料でご参加できます。

開催場所

弁護士会館2階クレオ

【事前申込不要】直接会場にお越し下さい。

JR山手線 有楽町駅より徒歩15分

○地下鉄丸の内線 霞ヶ関駅(B1-b出口)から徒歩1分

○地下鉄日比谷線 霞ヶ関駅(B1-b出口)から徒歩1分

※会館B1に直結

○地下鉄千代田線 霞ヶ関駅(B1-b出口)から徒歩1分

○地下鉄有楽町線 桜田門駅(5番出口)から徒歩8分

○地下鉄日比谷線 日比谷駅(A14、A10出口)から徒歩10分

○地下鉄千代田線 日比谷駅(A14、A10出口)から徒歩10分

○都営三田線 日比谷駅(A14、A10出口)から徒歩10分



〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-1 7虎ノ門5森ビル8階  
原発被災者弁護団

(フリーダイヤル) 0120-730-750